改正後	改正前
が著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。 ［3～6　略］	て同じ。）に整理しなければならない。この場合において、当該方法によって整理することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する郵便物の種類等に整理することができる。 ［3～6　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（国際郵便規則の一部改正）

第二条　国際郵便規則（平成十五年総務省令第六号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国際郵便料金の届出） **第三条**　［略］ 2　前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。 一　会社が、万国郵便条約第十七条4及び万国郵便条約の施行規則第十七―百一条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合にあっては、優先郵便物及び非優先郵便物（書籍及び冊子を包有するものを除く。） 二　会社が、万国郵便条約第十七条4及び万国郵便条約の施行規則第十七―百一条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合にあっては、書状（航空書簡を含む。）、郵便葉書及び盲人用郵便物 ［3　略］ **第四条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。	（国際郵便料金の届出） **第三条**　［同上］ 2　前項の届出書の提出は、次の各号のいずれかに掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の三十日前までに、それ以外の料金に係るものにあっては当該料金の実施期日の十日前までにしなければならない。 一　会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則（万国郵便連合憲章に規定する通常郵便に関する施行規則をいう。以下同じ。）第百二十条の規定による郵便物の取扱速度に基づく分類を選択する場合にあっては、優先郵便物及び非優先郵便物（書籍及び冊子を包有するものを除く。） 二　会社が、万国郵便条約第十三条3及び通常郵便に関する施行規則第百二十条の規定による郵便物の内容品に基づく分類を選択する場合にあっては、書状（航空書簡を含む。）、郵便葉書及び盲人用郵便物 ［3　同上］ **第四条**　会社は、法第六十七条第五項の規定により国際郵便に関する料金の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。
一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。） ［二　略］ 三　変更の届出の場合は、変更を必要とする理由 （法第六十七条第五項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 一　第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留及び受取通知の取扱いの料金 ［二　略］ 三　EMS郵便物の料金及びEMS郵便物に係る取扱いの料金	一　料金を適用する期間（限定する場合に限る。）並びに料金の種類、額及び適用方法（新旧の対照を明示すること。） ［二　同上］ 三　変更を必要とする理由 （法第六十七条第五項の総務省令で定める料金） **第五条**　法第六十七条第五項の総務省令で定める料金は、次に掲げる料金以外の料金とする。 一　第三条第二項各号に掲げる通常郵便物の料金並びに当該通常郵便物に係る書留、速達及び受取通知の取扱いの料金 ［二　同上］ 三　EMSの料金及び当該EMSに係る取扱いの料金
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年一月一日から施行する。